

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○平成26年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	1
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還（2件）（漁港漁場課）	1
公 告	
○肥料の登録の有効期間の更新（環境農業推進課）	2
○土地改良区の役員の退任（農業基盤課）	3
○土地改良区の清算人の就職（ 〃 ）	3
○換地計画の適否決定（宿毛市）（ 〃 ）	3
高知県公安委員会告示	
○交通安全活動推進センターの代表者の氏名の変更の届出	4
高知県収用委員会告示	
◎高知県収用委員会運営規程の一部改正入札公告	4
○一般競争入札（移動型デジタル式X線透視診断装置の購入）の公告（公営企業局 県立病院課）	4
○一般競争入札（運転者管理システム修正委託業務）の公告（警察本部会計課）	5
落札公告	
○落札者等の公告（2件）（総務事務センター）	6
○〃（警察本部会計課）	6

告 示

高知県告示第575号
自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。
平成26年10月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 男子（平成27年3月及び4月採用予定）
（1）募集期間 随時（最終期限は、平成26年11月21日（金））
（2）試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査	平成26年11月22日 （土）	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

- 2 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>
高知県告示第576号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成27年2月28日までに当該工作物等の返還を受けることができる。
平成26年10月17日

宇佐漁港漁港管理者
高知県知事 尾崎 正直

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
（1）FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.65メートル、船幅1.63メートル）
（2）FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.55メートル、船幅1.60メートル）
（3）FRP船1隻（船名不明、282-16264、船長5.00メートル、船幅1.65メートル）
（4）FRP船1隻（船名不明、282-9877、船長4.30メートル、船幅1.55メートル）
（5）FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.65メートル、船幅1.77メートル）
（6）FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長2.20メートル、船幅1.05メートル）
2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
（1）土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港宇佐No.2船揚場

- 平成26年8月29日午前10時
（2）土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港橋田東船溜
平成26年8月29日午前10時
（3）土佐市宇佐町宇津賀 宇佐漁港宇津賀船溜
平成26年8月29日午前10時
（4）須崎市浦ノ内下中山 宇佐漁港白鷺（大崎護岸）
平成26年8月29日午前10時
（5）土佐市宇佐町萩谷川河口 宇佐漁港河口船溜
平成26年8月29日午前10時
（6）土佐市宇佐町井尻 宇佐漁港井の尻-3.0メートル泊地
平成26年8月29日午前10時
3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
（1）平成26年8月29日午前11時
土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港宇佐No.2船揚場
（2）平成26年8月29日午前11時
土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港橋田東船溜
（3）平成26年8月29日午前11時
土佐市宇佐町宇津賀 宇佐漁港宇津賀船溜
（4）平成26年8月29日午前11時
須崎市浦ノ内下中山 宇佐漁港白鷺（大崎護岸）
（5）平成26年8月29日午前11時
土佐市宇佐町萩谷川河口 宇佐漁港河口船溜
（6）平成26年8月29日午前11時
土佐市宇佐町井尻 宇佐漁港井の尻-3.0メートル泊地
4 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県中央西土木事務所
の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
5 漁港管理者の措置
宇佐漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
6 問い合わせ先
吾川郡いの町1381番地 高知県中央西土木事務所維持管理課
維持管理第一班（電話番号088-893-2114）

高知県告示第577号
漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。
なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成27年

2月28日までに当該工作物等の返還を受けることができる。
平成26年10月17日

清水漁港漁港管理者
高知県知事 尾崎 正直

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
 - (1) FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.80メートル、船幅1.60メートル)
 - (2) FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.40メートル、船幅1.65メートル)
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
 - (1) 土佐清水市西町 清水漁港(越地区) - 3.0メートル泊地
平成26年8月29日午前10時
 - (2) 土佐清水市浦尻 清水漁港(浦尻地区) - 2.0メートル泊地
平成26年8月29日午前10時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (1) 平成26年8月29日午前11時
土佐清水市西町 清水漁港(越地区) - 3.0メートル泊地
 - (2) 平成26年8月29日午前11時
土佐清水市浦尻 清水漁港(浦尻地区) - 2.0メートル泊地
- 4 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 5 漁港管理者の措置
清水漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
- 6 問い合わせ先
四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課維持管理第一班(電話番号0880-34-5222)

公 告

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成26年10月17日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
高知県第630号	消石灰	65消石灰	アルカリ分 65.0	該当なし	高橋 喜久子	高知市葛島四丁目6番15号	平成32年 9月16日
高知県第555号	炭酸カルシウム肥料	55タンカル	アルカリ分 55.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	高知重炭株式会社	高知市稲荷町9番14号	平成32年 9月19日
高知県第667号	〃	南星15苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。	南星産業株式会社	奈良県大和郡山市発志院町378番地	平成32年 10月23日
高知県第668号	〃	南星粒状15苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	〃	〃	〃	〃
高知県第669号	〃	CCF15苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	〃	シーシーエフジャパン株式会社	愛知県岡崎市市場町字東町13番地	〃
高知県第670号	〃	CCF粒状15苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	〃	〃	〃	〃

高知県第 671号	〃	共栄15苦 土炭酸石 灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	〃	共栄ジャ パン有限 会社	愛知県清 須市須ヶ 口324番 地の1	〃
高知県第 672号	〃	共栄粒状 15苦土炭 酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	〃	〃	〃	〃
高知県第 673号	〃	日本バイ オ15苦土 炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	〃	日本バイ オ化学工 業有限会 社	神奈川県 川崎市宮 前区神木 二丁目6 番20号	〃
高知県第 674号	〃	日本バイ オ粒状15 苦土炭酸 石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	〃	〃	〃	〃

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山田北部土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成26年10月17日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
理事	中澤 愛水	香美市土佐山田町植 751
〃	前田 和男	〃 土佐山田町楠目 53
〃	大塚 計孝	〃 土佐山田町須江 212
〃	北村 盛茂	〃 土佐山田町新改 871-2
〃	山本 利政	〃 土佐山田町入野 51
〃	鍵山 繁子	〃 土佐山田町楠目2597
〃	高芝 利純	〃 土佐山田町植 120
〃	堤 昭雄	〃 〃 727-1
〃	近森 靖弘	〃 土佐山田町須江 398
〃	高野 恭滋	〃 〃 183-イ

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、山田北部土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成26年10月17日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
中澤 愛水	香美市土佐山田町植 751
前田 和男	〃 土佐山田町楠目 53
大塚 計孝	〃 土佐山田町須江 212
北村 盛茂	〃 土佐山田町新改 871-2
山本 利政	〃 土佐山田町入野 51
鍵山 繁子	〃 土佐山田町楠目2597
高芝 利純	〃 土佐山田町植 120
堤 昭雄	〃 〃 727-1
近森 靖弘	〃 土佐山田町須江 398
高野 恭滋	〃 〃 183-イ

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、宿毛市の行う橋上地区（楠山換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成26年10月17日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し
(2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間

平成26年10月17日から同年11月17日まで

3 縦覧場所

宿毛市役所

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第24号

平成10年3月高知県公安委員会告示第3号（交通安全活動推進センターの名称等）で告示した事項について、交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月17日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

1 変更事項

代表者の氏名

2 変更内容

（変更前） 岡崎 俊一

（変更後） 川井 喜久博

3 変更年月日

平成26年6月19日

収用委員会告示

高知県収用委員会告示第1号

高知県収用委員会運営規程（昭和53年8月高知県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年10月17日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

第10条中「、必要な」を「必要な」に改め、同条を第12条とする。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第9条とし、第3条から第6条までを2条ずつ繰り下げる。

第2条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「及び法」を「及び」に改め、同条第2号中「及び法」を「及び」に、「準用する法第19条第1項」を「読み替えて準用する法第19

条」に改め、「同条第2項の規定による」を削り、同条第4号中「及び法」を「及び」に改め、同条第5号中「第43条」を「第43条第1項及び第2項」に、「及び法」を「及び」に改め、同条第9号中「開始決定」を「開始の決定」に改め、同条第10号中「及び法」を「及び」に改め、同条第12号中「準用する法」を「読み替えて準用する法」に改め、同条第14号から第18号までの規定中「第124条第3項において」を「第124条第3項において読み替えて」に、「及び法」を「及び」に改め、同条第20号中「準用する法第19条第1項」を「読み替えて準用する法第19条」に改め、「同条第2項の規定による」を削り、同条第22号中「」において「」を「」において読み替えて」に改め、同条第23号中「使用許可」を「使用の許可」に改め、同条第24号中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第27号中「において」を「において読み替えて」に改め、同条第29号中「以下」を「次号において」に改め、同条を第4条とする。

第1条の次に次の2条を加える。

（会長及び会長代理の互選）

第2条 会長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とし、得票数が同じである者が2人以上あるときは、くじで定める。

2 委員会は、委員の中に異議がないときは、前項の選挙について指名推薦の方法を用いることができる。

3 前2項の規定は、会長に事故があるときその職務を代理する者（以下「会長代理」という。）の選挙について準用する。

4 委員会は、会長又は会長代理が欠けたときは、前3項の規定により、速やかに会長又は会長代理の選挙を行うものとする。

（会長及び会長代理の任期）

第3条 会長及び会長代理の任期は、当該委員の在任期間とする。

別表中「（第8条関係）」を「（第10条関係）」に改める。

附 則

この告示は、平成26年10月17日から施行する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年10月17日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

移動型デジタル式X線透視診断装置 一式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 購入物品の納入期限

平成27年3月20日

(4) 購入物品の納入場所

宿毛市山奈町芳奈3番地1

高知県立幡多けんみん病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前はこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと又は告示第1の2の(9)に該当しないこと。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号788-0785

宿毛市山奈町芳奈3番地1

高知県立幡多けんみん病院経営事業部経営事業課

電話番号0880-66-2225

<p>(2) 入札説明書の交付方法 平成26年10月17日(金)から同年11月7日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成26年11月27日(木)午後2時15分 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年11月26日(水)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 宿毛市山奈町芳奈3番地1 高知県立幡多けんみん病院3階 中会議室</p> <p>4 その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 高知県公営企業局契約規程(昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。)第6条、第22条及び第23条の規定による。 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成26年11月7日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県公営企業局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 (4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (5) 落札者の決定方法等 契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。 (6) 手続における交渉の有無 無</p>	<p>(7) 契約書作成の要否 要 (8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成26年10月24日(金)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。 (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。 (10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary (1) Type of product required for purchase: Digital mobile X-ray fluoroscope radiography system 1 set (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 7 November 2014 (3) Date and time for tender (by hand): 2:15 P.M. on Thursday 27 November 2014 (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 26 November 2014 (5) Contact: General Affairs Division, Kochi Prefectural Hata-Kenmin Hospital, 3-1 Yoshina Yamana-cho, Sukumo City, Kochi 788-0785 Japan Tel: 0880-66-2225 (6) Others: As in the tender documentation</p> <p>~~~~~</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 平成26年10月17日 高知県警察本部長 國枝 治男</p> <p>1 入札に付する事項 (1) 委託業務の名称及び数量 運転者管理システム修正委託業務 一式 (2) 委託業務の特質等 入札説明書による。 (3) 委託業務の履行期間 委託業務に係る契約の締結の日から平成27年5月31日まで</p>	<p>(4) 委託業務の履行場所 高知県警察本部警務部情報管理課及び交通部運転免許センター (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 高知県における「平成24~26年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。 (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。 (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。 (5) 入札説明書に示した業務の要求仕様を確実に履行するために必要な人員を委託業務の履行期間を通じて確保することができる者であること。 (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>3 契約条項を示す場所等 (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8544 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部警務部会計課用度係</p>
---	---	---

電話番号088-826-0110 (内線2252)

(2) 入札説明書の交付方法
平成26年10月17日(金)から同年11月14日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成26年11月28日(金)午後2時
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年11月26日(水)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。
イ 場所
高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部1階 102会議室

4 その他
(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成26年11月14日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
(4) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(5) 落札者の決定方法等
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
(6) 手続における交渉の有無
無

(7) 契約書作成の要否
要
(8) 資格審査に関する事項
2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成26年11月5日(水)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。
なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。
(9) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。
(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary
(1) Name and amount of designated services: Modification to comprehensive driver management system 1 set
(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 14 November 2014
(3) Date and time for tender (by hand): 2:00 P.M. on Friday 28 November 2014
(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 26 November 2014
(5) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)
(6) Others: As in the tender documentation

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年10月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
県立学校授業用パソコン一式 8組

- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
四国通建株式会社高知支店 高知市比島町二丁目4番33号
- 5 落札金額
44,280,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成26年6月10日

~~~~~  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年10月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る購入物品の名称及び数量  
消防ポンプ自動車(CD-I型) 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年9月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社藤島 高知市南川添1番28号
- 5 随意契約に係る契約金額  
28,760,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号に該当するため

~~~~~  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年10月17日

高知県警察本部長 国枝 治男

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
小型よう撃捜査支援監視装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目15番12号
- 5 落札金額
月額 526,608円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成26年7月11日